

## 大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則

制 定 平成 31. 4. 1 規程 84

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 232

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則(以下「非常勤就業規則」という。 )の適用を受けて雇用された教職員で期間を定めない労働契約により雇用される者(以下「無期雇用教職員」という。 )の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第 2 条 この規則は、大阪府立大学教員の任期に関する規程第 2 条第 1 項で定めるところにより任期を付して雇用する教員及び公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程で定めるところにより雇用する者以外の者で、次に掲げる者に適用する。

- (1) 非常勤就業規則の適用を受けて雇用された教職員で引き続き期間を定めない労働契約に変更した者
- (2) 非常勤就業規則の適用を受けて雇用されていた教職員であって、期間を定めない労働契約により雇用される者(前号に掲げる教職員を除く)

### (定年)

第 3 条 前条に規定する無期雇用教職員の定年は、60 歳とする。

- 2 無期雇用教職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日(以下「定年退職日」という。 )に退職する。

### (再雇用)

第 4 条 法人は、定年により退職した無期雇用教職員が、定年退職後においても引き続き勤務することを希望する場合には、再雇用することができる。ただし、心身の故障のために業務に堪えない等、非常勤就業規則第 14 条の解雇事由に該当する場合は再雇用の対象としない。

- 2 定年退職後における再雇用及び再雇用契約の更新を希望する者は、定年退職日又は契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、法人が別に定める手続により申し出るものとする。

### (再雇用の期間等)

第 5 条 無期雇用教職員の再雇用は、契約期間を定めて行う。

- 2 前項の契約期間は、一の会計年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。 )を超えない範囲内で定めるものとする。
- 3 前項の契約期間は、1 年を超えない範囲内で更新をすることができる。ただし、更新後の契約期間の末日は、その更新をした日の属する会計年度の末日までとする。
- 4 前項の契約期間の更新は、65 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日までを上限と

する。

**(年次有給休暇)**

第6条 法人は、この規則の適用を受ける非常勤就業規則別表第1の区分の2に定めるフルタイム契約職員(以下、「無期雇用フルタイム契約職員(専門役を含む。)」という。)に対して、1会計年度につき20日の年次有給休暇を与える。

**(勤務成績評価)**

第7条 法人は、再雇用者を除く無期雇用フルタイム契約職員(専門役を含む。)について、その職務内容等を考慮し、適正に勤務成績評価を実施する。

**(非常勤就業規則の適用)**

第8条 無期雇用教職員については、この規則及び大阪府立大学無期雇用教職員の給与に関する規程(以下「無期雇用教職員の給与に関する規程」という。)その他の規程等に定めるもののほか、非常勤就業規則(第1条から第3条まで、第11条及び第12条に係る部分を除く。)を適用する。

2 第4条により再雇用された職員については、この規則及び無期雇用教職員の給与に関する規程その他の規程等に定めるもののほか、非常勤就業規則を準用する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**(適用範囲の特例)**

2 第2条の非常勤就業規則には、合併前の公立大学法人大阪府立大学非常勤教職員等就業規則を含むものとする。

**附 則 (令和3.8.31 規程232)**

この規則は、令和3年9月1日から施行する。